

「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示案」
「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示案」及び
「高齢者に対する賃貸住宅とあわせて提供される高齢者がその居宅において日常生活を
営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る指針を定める告示案」
に関する意見の募集について

平成21年7月7日
国土交通省住宅局

国土交通省では、別紙の案のとおり、「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示」、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示」及び「高齢者に対する賃貸住宅とあわせて提供される高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る指針を定める告示」の策定を検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から、この案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

<意見募集要領>

○意見募集対象

「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示案」（別紙）
「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示案」（別紙）
「高齢者に対する賃貸住宅とあわせて提供される高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る指針を定める告示案」（別紙）

○意見募集期間

平成21年7月7日（火）～平成21年8月6日（木）（必着）

○意見送付方法

別添の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。

1. 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：jyutaku_seibi@mlit.go.jp

国土交通省住宅局住環境整備室 パブリックコメント担当 宛

※ 電子メールの件名を「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示案に関する意見」、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示案に関する意見」又は「高齢者に対する賃貸住宅とあわせて提供される高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び

福祉サービスに係る指針を定める告示案に関する意見」としてください。

2. 郵送の場合

宛先：〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省住宅局住環境整備室 パブリックコメント担当 宛

3. FAXの場合

宛先：FAX番号03-5253-1628

国土交通省住宅局住環境整備室 パブリックコメント担当 宛

○注意事項

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

いただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おき下さい。

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住環境整備室 (代表) 03-5253-8111

高齢者住宅係 (内線) 39357

住環境企画指導係 (内線) 39355